

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
210	6	○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定され、またカカオ加工品については、一律基準値0.01ppmが設定される案となっている。国際的には、リンデンの使用は規制される方向にあるが、大部分が発展途上国であるカカオ生産国からのカカオ産品からは、未だに検出される事例もある。今回提案されている基準値は、公衆衛生的な観点からみても低すぎるので、ALALA-levelに基づき、カカオ豆、カカオマスとも、基準値を0.1ppmに設定してほしい。	スイス政府	G12	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
211	6	○フロルフェニコール○第二次案の意見募集の際にもコメントしたが、薬事法に基づいた検出限界値を採用し、魚類に対して基準値0.2ppmを設定することは避けていただきたい。フロルフェニコールはスペクトルの広い優れた抗生物質であり、各国で汎用されている。EU基準値である1ppmを採用すべきである。	オランダ大使館	G13	ご指摘の物質の暫定基準値に関しては、農林水産省から提示された承認時における定量限界値に基づき設定されたものであり、EUのMRLを採用することは困難です。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
212	6	ガーナ政府として、別添の表の農薬についてココアの生産に使用を認めている。分析結果等の資料を添付するので、これらの基準値について配慮を願いたい。なお、ガーナ政府は、EUにおいてリンデン基準値が削除されたことを受け、リンデンの輸入を停止している。	Ghana Cocoa Board	G14	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イミダクロプリド0.05ppm及びフェノカルブ0.02ppmを採用することとします。
213	6	○チアトキサム○のホップでは、米国基準0.1ppmと、「All food crops」由来のカナダ基準0.02ppmの平均値が暫定基準として採用されている。これは不合理であり、ホップに関する科学的評価に基づいた米国基準を採用すべきである。	U.S. Hop Industry	F27	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
214	6	カカオ豆について、暫定基準(最終案)は、産地における使用実態が反映されていない。我が国の主要輸入国である、ガーナ共和国、エクアドル共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国から提出された要望書にある基準、並びに中南米産のカカオ豆を多く輸入しているカカオ産業の先進国である欧州各国の基準を勘案し、下記(略)に記した数値にて暫定基準を設定してほしい。	日本チョコレート・ココア協会	D86	カカオ豆については、コーデックスや5カ国(地域)で基準が設定されていませんが、その生産、流通上の特殊事情等に鑑み、一部の農薬についてフランス、オランダ、ドイツの基準を参考に暫定基準の設定を行います。
215	6	○クロルピリホス○ジメエト○ベネズエラ国内では、これらの2剤について、それぞれ0.2ppm、1.0ppmの基準値が設定されている。また、それぞれ基準値以内の範囲で検出事例もあるので、これらの基準値を参考とし、暫定基準を設定してほしい。	ベネズエラ・ボリバル共和国政府	G18	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
216	6	○フルシラゾール○フルシラゾールについて、かんきつの基準がなく、一律基準の0.01が適用されてしまう。次回のニュージーランドのMRLの改訂(2005年12月希望)でかんきつ類0.1ppmとするので、考慮してほしい。	ニュージーランド食品安全庁	G2	現時点において、基準値として法的に規定されていないものについては、暫定基準の参考とすることはできません。
217	6	米国で新たな基準が採用されたので、考慮してほしい。(基準別添)	アメリカ大使館	G4	ご指摘のとおり、修正します。
218	6	○シペルメトリン○シペルメトリンのキウィーの基準は2mg/kgで、マンゴーの輸入量は1/5である。キウィーと比較すれば、摂取量は1/5になるので、マンゴーの基準を2mg/kgとしてほしい。	フィリピン農業省	G6	残留農薬基準は、GAPに基づいた適正な使用をもとに作成されるものであり、輸入量、摂取量と直接の相関を持つものではありません。マンゴーについては、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
219	6	○エトキサゾール○エトキサゾールは、米国において基準が設定されているので、反映してほしい。	Almond Board of California	F26	ご指摘のとおり、修正します。
220	6	○ナプロパミド○酸化プロピレン○トリフロキシスルホン○これらのアーモンド基準について、基準が設定されていないので、米国基準を参考として基準を設定してほしい。	Almond Board of California	F26	これらの基準値は、全て既に反映されています。
221	6	○キンクロラック○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。			ご指摘のとおり、修正します。
222	6	○アシベンゾラルSメチル、アミトラズ、イプロバリカルブ、インドキサカルブ、クロロタロニル、ジチアノン、ジフェノコナゾール、ゾキサミド、チアクロプリド、テトラコナゾール、テブコナゾール、テブフェノジド、テブフェンピラド、トリルフルアノド、ビテルタノール、ピラクロストロビン、ピラクロホス、フェンアミドン、フェンブコナゾール、フルアジナム、フルキンコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロクロラズ、プロパモカルブ、ヘキサフルムロン、ホルベット、チオジカルブ、メキシフェノジド、ルフェヌロン○これらの農薬について、作物残留試験成績を提出するので、暫定基準として韓国基準値を採用してほしい。	韓国政府	G16	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イプロバリカルブ(トマト)、インドキサカルブ(きゅうり)、ジチアノン(ピーマン)、ジフェノコナゾール(かぼちゃ、きゅうり)、ゾキサミド(ピーマン)、テトラコナゾール(ピーマン)、テブフェンピラド(ピーマン)、ビテルタノール(なす)、フルアジナム(ピーマン)、フルキンコナゾール(きゅうり)、フルシラゾール(いちご)、フルトラニル(いちご)、プロクロラズ(ピーマン)について、貴国の基準を暫定基準として採用することとします。
223	6	○1,3-ジクロロプロペン○米国において燻蒸剤として使用されているが、残留しないという理由でMRLが設定されていない。当該物質については、現在ポジティブリストに記載がないが、このままでは日本の輸入者が、米国内で使用していないものと誤解する恐れがある。従って、暫定基準リストに加えていただきたい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	各国等において基準値が設定されていないものについては、暫定基準は設定されません。米国における判断においても、残留しないという結論に至っていることですので、一律基準をもって規制することで問題はないものと考えます。 なお、日本における暫定基準設定物質リストは、各国における使用農薬リストと一致するものではありません。
224	6	○キントゼン・PCNB○ペンタクロロニトロベンゼン(キントゼン)は、米国においてじゃがいも等に暫定基準(Interim tolerances)が設定されているので、この基準を採用して暫定基準を設定してほしい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	ご指摘の農薬は、キントゼンとして基準の定められているものです。 なお、暫定基準(Interim tolerances)については法的な規定であることが確認されていないため採用できません。
225	6	○DIPNO2,6-ジイソプロピルナフタレンは、米国に於いて残留基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。	American Potato Trade Alliance	F29	ご指摘のとおり、修正します。
226	6	○トリフロキシスルホン○アーモンドについて、米国基準0.02ppmが記載されていないので記載してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘の基準値は、既に記載されています。
227	6	○アゾキシストロビン○大豆について、米国とEU基準の平均値が採られているが、計算が間違っているので修正してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
228	6	プロマシルのレモン、グレープフルーツ、パイナップル、カルベンダジム・ベノミル及びチオファネートメチルのとうもろこし、ジメエートの小豆類及びパイナップル、ジクワットのレモン、グレープフルーツ及びパイナップル、ジチアノンのパイナップル、ジチオカルバメートの大豆、フルジオキソニルのレモン及びグレープフルーツ、イミダクロプリドの小豆類、メトラキシル及びメフェノキサムの小豆類、レモン、グレープフルーツ、プロメリンの小麦、大豆及び小豆類、及びテトラジホンのパイナップルについて、自給率が50%未満であることから、類型3-2を適用してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
229	6	○クロルテトラサイクリンとテトラサイクリン○畜産物は、海老よりも基準値が5倍から20倍高い。消費量は畜産物が1000万トン以上にもかかわらず、海老は約10万トン程度で、単純計算でも抗生物質摂取量は畜産物の方が1000倍も多いのが現状である。本件については要望も多く、常識から逸脱しているものであることから、行政主導で基準値を改定してほしい。	香取克典	D84	残留基準は、適切に使用した場合の残留データ等の科学的知見を検討して設定されるものであり、単に消費量から設定されるものではありません。魚介類のテトラサイクリン系抗生物質については、既にオキシテトラサイクリンについて食品衛生法の残留基準が設定されていますので、同基準が適用されるものです。ご指摘の薬剤について残留基準の設定を要望される場合は、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
230	6	次の農薬に関してコーデックス基準を参考とするよう要望する。 ○シベルメトリン○トリアゾホス○フィプロニル○シロマジン○ジチアノン	中国政府	G19	シベルメトリンについて、ご指摘の作物のうち和名が不明である一部の果実を除きすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。トリアゾホスについて、ご指摘のにんじん及びキャベツに設定されている基準は現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。また、柑橘類についてはコーデックス基準は確認できず、参照国(地域)であるEUの基準を参考としたものです。フィプロニルについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。シロマジンについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。ジチアノンについて、ご指摘のピーマンはコーデックス及び参照国(地域)の基準がないことから一律基準を適用するものです。
231	6	中国で米に使用する農薬Bisultapをリストに加えていただきたい。	中国政府	G19	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定することとしています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
228	6	プロマシルのレモン、グレープフルーツ、パイナップル、カルベンダジム・ベノミル及びチオファネートメチルのとうもろこし、ジメエートの小豆類及びパイナップル、ジクワットのレモン、グレープフルーツ及びパイナップル、ジチアノンのパイナップル、ジチオカルバメートの大豆、フルジオキシニルのレモン及びグレープフルーツ、イミダクロプリドの小豆類、メタラキシル及びメフェノキサムの小豆類、レモン、グレープフルーツ、プロメトリンの小麦、大豆及び小豆類、及びテトラジホンのパイナップルについて、自給率が50%未満であることから、類型3-2を適用してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農業の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農業・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
229	6	○クオルテトラサイクリンとテトラサイクリン○畜産物は、海老よりも基準値が5倍から20倍高い。消費量は畜産物が1000万トン以上にもかかわらず、海老は約10万トン程度で、単純計算でも抗生物質摂取量は畜産物の方が1000倍も多いのが現状である。本件については要望も多く、常識から逸脱しているものであることから、行政主導で基準値を改定してほしい。	香取克典	D84	残留基準は、適切に使用した場合の残留データ等の科学的知見を検討して設定されるものであり、単に消費量から設定されるものではありません。魚介類のテトラサイクリン系抗生物質については、既にオキシテトラサイクリンについて食品衛生法の残留基準が設定されていますので、同基準が適用されるものです。ご指摘の薬剤について残留基準の設定を要望される場合は、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農業等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
230	6	次の農業に関してコーデックス基準を参考とするよう要望する。 ○シペルメトリン○トリアゾホス○フィプロニル○シロマジン○ジチアノン	中国政府	G19	シペルメトリンについて、ご指摘の作物のうち和名が不明である一部の果実を除きすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。トリアゾホスについて、ご指摘のにんじん及びキャベツに設定されている基準は現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。また、柑橘類についてはコーデックス基準は確認できず、参照国(地域)であるEUの基準を参考としたものです。フィプロニルについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。シロマジンについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。ジチアノンについて、ご指摘のピーマンはコーデックス及び参照国(地域)の基準がないことから一律基準を適用するものです。
231	6	中国で米に使用する農業Bisuitapをリストに加えていただきたい。	中国政府	G19	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農業等について適用されることから、リストに記載のない農業等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定することとしています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農業等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
239	6	○トリクロロホン○[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]-アルキルトルエン○プロペタンホス○2-セカンダリー-ブチルフェニル-N-メチルカーバメート(フェノバルブ)○カナマイシン○フルベンダゾール○イソシアヌル酸○塩化ジデシルジメチルアンモニウム○平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて情報提供した動物用医薬品等の検出・定量限界値について、暫定基準設定のためのデータとして不適切なもの及び追加で情報提供できるデータを取りまとめたので、採用願いたい。	農林水産省	D88	暫定基準設定の参考にします。
240	6	スパイスとして取り扱うこととされた「サンショウ(果実)」に関し、アセフェート、メタミドホスについては作物残留試験を考慮した基準に修正願いたい。	農林水産省	D87	ご指摘のとおり、修正します。
241	7	毒性や残留性データがないため、二次案では残留基準が設定されていなかった農薬-農産物の組み合わせに、類型6-4と6-5の理由で、基準値が設定されたのは、食品衛生法の趣旨に反する。 これらの基準は、『暫定』人の健康を損なうおそれのない量」とし、分析技術が開発された時点で、『暫定』を解くべきである。なお、私たちの提案した0.001ppm以下を採用すれば、このような食品衛生法の趣旨に反することはない。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準を設定する農薬等の分析法については、ポジティブリスト制度の施行後も、継続的に検討を進めることとしています。分析法の開発やリスク評価の状況に基づき、暫定基準の見直しを行うこととしています。
242	7	ADIが設定されている有効成分については、ADIIに配慮した暫定基準値の設定も合わせて考慮して頂きたい。 ADIが設定されている農薬等は、科学的データに基づき、既にリスク評価が行われていることから、これらについては、ADIIに配慮した暫定基準値を設定して頂きたい。例えばADIが、一律基準0.01ppmの基準となった0.03 μg/kg/dayの10倍である0.3 μg/kg/day以上の農薬等については、一律基準の0.01ppmとは別に、0.1ppmの暫定基準を設けるなど、何段階かの暫定基準をご検討頂きたい。あるいは、農薬毎に一律基準値を設定していただきたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター・全国農業協同組合連合会	D24・D40	一律基準設定の考え方で示しているように、一律基準は、ADIが設定され登録される農薬であっても本来使用が認められておらず、従って残留することのない農産物に適用されず、従って、ADIIに配慮して農薬毎に一律基準を設定することは困難です。
243	7	提案されている類型6-5では、一律基準値案(0.01ppm)未満の残留基準値が一部の農産物等に設定されている場合、既に設定されている残留基準値の中で最小の値を他の農産物に暫定基準値として設定する(ベタ入れ)としている。しかしながら、今回の提案においては、特別の事情でない限り(抗生物質等、ADIが設定されていない農薬等、ADIが0.03 μg/kg/day以下の農薬等)、人の健康を損なう恐れのない量(一律基準値)として0.01ppmを提案している。 今回類型6-5として0.01 ppm以下の基準値が提案されている農薬等はいずれも上記の特別扱い物質とは異なる。 従って、類型6-5の取扱いは、明らかに食品衛生法第11条第3項で述べている精神(一律基準値)と矛盾している。 今回類型6-5として新たに設定が提案されている農薬等・農産物/畜水産物の暫定基準値は削除すべきであると考え。このような取扱いは、ADIが国際機関により設定されていない農薬等やADIが0.03 μg/kg/day以下の農薬等に限り適用すべきである。(同旨2件)	農薬工業会・日本紅茶協会等	D37・D63・D80	一律基準は、「使用が認められていない農薬」や「登録された農薬であっても使用が認められていない農産物」に適用されます。